

通学路緊急合同点検結果及び 危険箇所対策事例について

森 加代子¹

¹奈良県 高田土木事務所 計画調整課 (〒635-0065奈良県大和高田市東中2-2-1)

2012年度初めに全国で相次いで発生した通学児童の交通事故を受け、文部科学省、警察庁、国土交通省が連携した緊急合同点検の実施など、通学路における交通安全を早期に確保するための取り組みが求められた。これを受け、奈良県では通学路緊急合同点検を実施し、危険箇所の選定を行った。各危険箇所については、対策案を検討し、ソフト面とハード面からの整備を実施し、通学路の安全確保を図った。本論文では、奈良県高田土木事務所管内で実施した通学路緊急合同点検の結果と対策事例について述べる。

キーワード 通学路、緊急合同点検、交通安全対策

1. はじめに

2012年4月、京都府亀岡市において、集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が突っ込み、児童ら10人が死傷した事故をはじめ、通学途中の児童が巻き込まれる事故が全国で相次いで発生した。このことから、文部科学省、警察庁、国土交通省が連携した緊急合同点検の実施など、通学路における交通安全を早期に確保するための取り組みが求められている。これを受け、奈良県では通学路の危険箇所において緊急合同点検を実施し、対策必要箇所の選定を行った。対策必要箇所については、対策案を検討し、ソフト面とハード面からの整備を実施し、通学路の安全確保を図る。

2. 通学路緊急合同点検の実施

通学路緊急合同点検（以下、合同点検と言う。）は、各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協力し、通学路の安全確保を図ることを目的に実施するものである。合同点検の実施フローについて、図-1に示す。

合同点検は、学校等によって抽出された危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者（以下、3者と言う。）で点検を実施し、対策必要箇所の選定を行うものである。対策必要箇所は、通学路の利用実態を考慮しながら、3者それぞれの観点で点検を実施し、その結果を

ふまえて選定する。対策メニュー案の検討においても、3者で協議を行ったうえで、内容を決定し、対策を実施する。

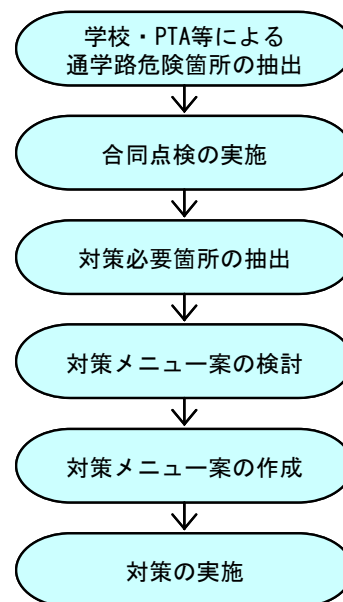


図-1 通学路点検フロー

今回は、奈良県高田土木事務所管内（大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町の4市4町）で実施した合同点検の結果と対策事例を報告する。

(1) 実施状況

高田土木事務所では、夏休み期間を主とした2012年7月～8月に、管内市町各4市4町の教育委員会により選定された危険箇所について、3者で合同点検を実施した。

(写真-1、写真-2)



写真-1 大和高田市における合同点検の様子



写真-2 上牧町における合同点検の様子

今回の点検では、管内4市4町の通学路における危険箇所495箇所の点検を実施し、390箇所を対策必要箇所として選定した。図-2に道路別の内訳を示す。

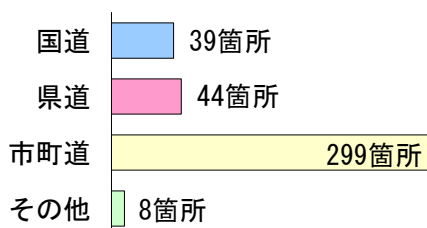


図-2 道路別対策必要箇所数

対策必要箇所における通学路の現況については、図-3に示すとおり、「道路が狭く、交通量が多い」「歩行空間が確保されていない」などが主なものである。このことから、多くの箇所は、交通量が多いにもかかわらず歩行空間が不十分であるという問題を抱えており、早急な安全対策の実施が必要となっている。

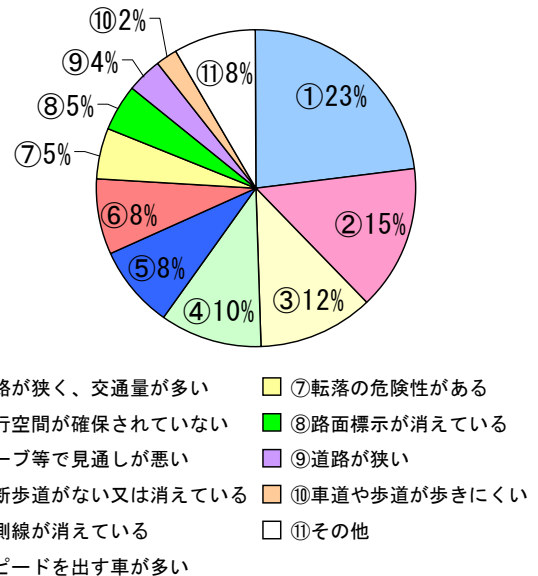


図-3 通学路対策必要箇所の現況

これらの対策必要箇所については、3者で協議のうえ、対策内容を決定した。1つの箇所で複数の対策を実施する場合もあり、通学路の安全性を確保するためには、3者の連携が必要不可欠である。

(2) 高田土木事務所管理道路における対策内容

前述の対策必要箇所390箇所のうち、高田土木事務所による対策が必要な箇所は、66箇所であった。この66箇所については、図-4に示す対策内容により整備を実施する。2012年度には速効対策として、区画線の設置・補修、歩行空間のカラー舗装化等を実施し、2013年度には歩道の整備、横断防止柵の設置等を実施した。

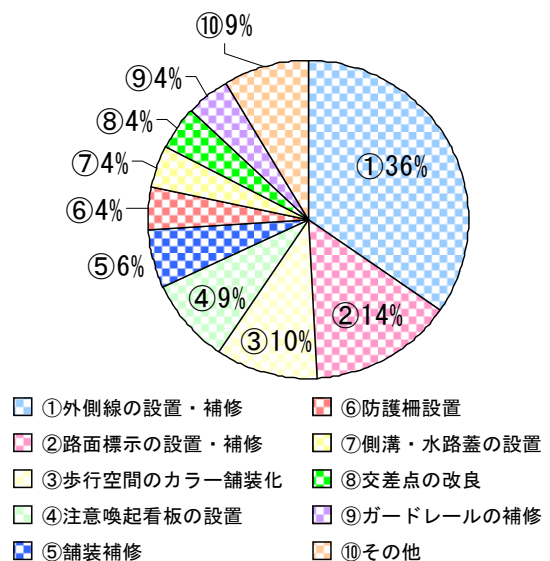


図-4 高田土木事務所管理道路における対策内容

3. 通学路安全対策事例

合同点検において選定した対策必要箇所について、実施した安全対策を以下に示す。

(1) 一般県道畠田藤井線

写真-3 に示す当該箇所は、王寺町畠田地内に位置し、県道畠田藤井線と国道 168 号が交差する箇所である。

通学状況としては、歩道が設置されていないため、児童は路側帯を通行している。しかし、当該箇所は、道路幅員が狭く、路側帯を利用せずには車が対向することはできない。また、接続する国道や町道からの通り抜けの車が多く、国道 168 号への合流部では車の滞留が頻繁に発生しており、歩行者の通行の妨げとなっている。

このような状況から、合同点検では、通行時の危険性が指摘され、外側線が消えかかっているなど歩車分離が図れていなかったため、歩行空間の明確化が課題となった。

対策内容としては、歩行空間を明確化するため、外側線の補修、さらに、路側帯をカラー化することにより、ドライバーに対して歩行者への注意を促す整備を行った。



写真-3 畠田藤井線の対策

(2) 一般国道168号（王寺道路）

写真-4 に示す当該箇所は、奈良県の主要な幹線道路である国道 168 号（王寺道路）の一部区間で、王寺町本町地内に位置する。国道 168 号（王寺道路）は、交通量が非常に多く、渋滞が頻発しているため、現在、現道拡幅事業を推進している路線である。

通学状況としては、(1)の県道畠田藤井線と同様に、歩道が設置されていないため、児童は路側帯を通行している。しかし、幹線道路としての機能を有しているにもかかわらず、道路幅員が狭いため、大型車との対向時などは路側帯の通行が阻害されている。

このような状況から、合同点検では、交通量も多く、大型車の通行も多いため、路側帯を歩く児童と車との接触事故の危険性が指摘され、早急な歩行空間の確保が課題となった。

対策内容検討時には、路側帯の通行を回避する必要があるとの意見があり、通学路の変更も検討された。しかし、治安面を考慮すると通学路の変更は難しく、道路管理者による対策が採用された。

対策内容としては、歩行空間を確保するため、隣接した県有地に仮歩道を設置し、完全な歩車分離を行った。



写真-4 国道168号の対策

(3) 一般県道河合大和高田線

写真-5 に示す当該箇所は、河合町池部地内に位置し、県道河合大和高田線と近鉄田原本線が交差する箇所である。

通学状況としては、県道の横断歩道が設置されていない踏切手前の箇所を横断している。しかし、踏切までは下り坂で、スピードを出す車が多く、踏切手前で急停止する車も見られるなど危険な箇所である。また、県道を通行する車から、町道から出てくる横断歩行者に対する視認性が非常に悪いため、ドライバーが歩行者に気づきにくく、危険な状況にある。

このような状況から、合同点検では、県道横断時の危険性が指摘され、横断歩行者の存在をドライバーに注意喚起することが課題となった。

対策内容検討時には、学校側から横断歩道の設置が要望されたが、車が通行する県道と町道の交差点内に横断歩道を設置することは難しいため、道路管理者による対策が採用された。

対策内容としては、踏切の手前をカラー化することにより、ドライバーに対して歩行者への注意を促すとともに、スピードの抑制を図った。



写真-5 河合大和高田線の対策

4. 考察

通学路の危険箇所において実施した対策では、区画線の補修やカラー舗装化等でドライバーへの注意喚起を強化できたと考える。また、仮歩道の設置では、通学児童の利用だけでなく、周辺住民の利用も見られ、その他地元住民の安全確保にもつながった。

しかし、通学路の安全対策は、生活道路として利用されている道路を視覚的にはあるが自動車を通行しにくくするものであり、対策内容について地元住民の理解を得にくい場合もあった。また、通学児童の利用実態と対策内容が合わないために地元住民の理解を得られず、対策内容の見直しが必要となる箇所もあった。

このような状況を防ぐためにも、今後の合同点検時には保護者や学童「見守り隊」等に協力を依頼し、利用実態の詳細な把握と対策内容に対する地元住民目線の意見が非常に重要になってくると考える。

5. 今後の課題

通学路の安全確保については、早急な対応が必要なため、現況道路の一部を改良し、安全対策を図っているのが現状である。具体的には、カラー舗装化や、水路・側溝の蓋がけにより道路を拡幅し、歩行空間の確保を行っている。しかし、後者のような整備では、現在の維持管理方法からの見直しが必要となるため、地元住民の理解が得られず、整備が難しくなるなどの問題が発生している。今後も継続的に、通学路の安全確保を保つためにも、道路管理者の維持管理体制の強化も含め、3者が連携した維持管理体制の構築が必要である。

今後は、ハード対策を進めていくとともに、安全確保の強化となるソフト対策を3者連携で実施し、そのソフト対策の中で学校や地元住民と連携・協力した維持管理ができないかを検討したい。